

屋根ポテンシャル最大設置事業取扱基準

令和6年（2024年）9月2日

（趣旨）

第1条 小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱（令和5年要綱第96号）別表第1脱炭素先行地域づくり事業(2)余剰再エネ供給型太陽光発電設備における屋根ポテンシャル最大事業であることを認める基準とは、この取扱基準の定めるところによる。

（定義）

第2条 屋根ポテンシャル最大設置事業とは、同一敷地内又は一の需要場所で実施される太陽光発電設備の設置事業（複数年にわたって実施される場合を含む。）であって、次条に定めるものを除き、施設内の設置可能な屋根の概ね全てに太陽光発電設備を設置し、施設全体で余剰電力が生ずる事業をいう。

（設置義務除外箇所）

第3条 施設の屋根のうち、次の各号に掲げる箇所への太陽光発電設備の設置は必須としない。

- (1) 太陽光発電設備の設置が法令違反となる箇所
- (2) 太陽光発電設備の設置にあたり、既設設備の撤去等の追加作業が必要な箇所
- (3) 他の太陽光発電設備を設置する箇所と比して発電効率が25%低減する、又は、設置単価が25%増加する等、事業全体の事業性を著しく悪化させる箇所。
- (4) 設置した太陽光発電設備を法定耐用年数の間、維持することが困難な箇所。
- (5) 太陽光発電設備を設置することにより、当該施設の目的達成や運用に支障をきたす箇所。